

考査項目	監督員		総括監督員		検査員		工事名		加減点					
	細別	該当	対象	該当	対象	該当	対象	●評価対象項目	監督員	総括監督員	検査員			
1 施工体制	① 施工体制一般		1					1. 施工体制一般について是正を要求すべき事項がなかった。 2. 施工計画書の内容が現場条件を反映して十分（遺漏や不足がないことをいう。以下同じ。）であった。 3. 施工体制台帳及び施工体系図の記載内容、備置及び揭示方法が十分であった。 4. 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能していた。 5. 下請契約が適正であり、当該工事に関して「鹿児島県建設業法ホットライン」への通報又は「元請下請関係に関する相談窓口」への相談がなかった。 6. 受注者がその下請人の社会保険（健康保険、年金保険及び雇用保険）の加入状況を確認しており、作業員名簿に社会保険欄が空欄の者がいない。 7. 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 8. 現場に対する本店や支店による支援体制が、ISO9001（品質マネジメントシステム）で認証されている。 9. 建設業退職金共済制度に加入しており、工事現場の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示している。 10. 電子納品レベルが2.0以上である。 11. 工事規模に応じた人員、船舶、機械配置の施工となっている。 12. 製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 13. 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 14. 設計変更など、工事打合せ簿等にて監督員の承諾を得てから現場施工している。 15. 工事完成に伴う現場確認（下検査）について指摘事項がなかった。 d. 施工体制一般に関して、監督職員が文書（工事打合せ簿を含む。以下同じ）による改善指示を行った。 e. 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	減点 - 5.0 点	加減点				
									減点 -10.0 点	0.00				
		0	15	※ 加減点 = 1.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 15										
		1 施工体制	② 配置技術者		1					1. 配置技術者については是正を要求すべき事項がなかった。 2. 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 3. 現場代理人が、工事全体を把握している。 4. 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 5. 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 6. 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 7. 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 8. 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 9. 下請が行った施工管理について、受注者がその内容をチェックしていたことが確認できる。 10. 監理（主任）技術者が、法令、仕様書その他の基準を把握した上で、指導を行っている。 11. 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 12. 監理（主任及び追加配置）技術者は資格者証を現地で携帯している。 13. 施工に先立ち、創意工夫又は提案を持って工事を進めている。 14. 現場代理人は、設計図書に疑義がある場合は、直ちに監督職員と協議している。 d. 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 e. 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	減点 - 5.0 点	加減点		
												減点 -10.0 点	0.00	
				0	14	※ 加減点 = 3.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 14								

検査項目	監督員	総括 監督員	検査員	工事名		加減点		
				細別	該当 対象	監督員	総括 監督員	検査員
2 施 工 状 況	① 施 工 管 理			●評価対象項目				
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		0	23			※ 加減点 = 4.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 23	減点 - 5.0 点 減点 -10.0 点	加減点 0.00
		2 施 工 状 況	① 施 工 管 理					
1								
1								
1								
1								
1								
1								
1								
1								
1								
1								
1								
1								
1								
0	12			※ 加減点 = 5.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 12	減点 - 7.5 点 減点 -15.0 点	加減点 0.00		

調査項目	監督員	総括監督員	検査員	工事名		加	減	点
	細別	該当	対象	該当	対象	監督員	総括監督員	検査員
2 施工状況	② 工程管理	1				1. 工程管理については是正を要求すべき事項がなかった。 2. 当初工程表が現場条件を反映したものとなっており、クリティカルパスを把握することができた。 3. 変更工程表が適時に更新されていた。 4. 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 5. 受注者に直接の原因のない理由により、工程が遅れる制約が生じた場合において、遅延を回避するために工程の変更を行った。 6. 発注者からの要請に基づいて工程の短縮を行った。 7. 受注者に直接の原因のある工期の遅れがなかった。 8. 現場閉所による週休2日（4週8休以上）を確保している。 9. 気象海象予測情報を入手し、作業実施日の判断をしていた。 10. 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 11. 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 12. 発注者と連絡を密に取り、工程管理を行っている。		
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
		1						
2 施工状況	② 工程管理					d. 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 e. 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
	0	12						
2 施工状況	② 工程管理					1. 行政機関以外の第三者と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 2. 行政機関と工程調整が必要となった場合に、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 3. 特定建設作業（騒音規制法及び振動規制法が定める一定規模以上の作業）を休日や夜間に行わなかった。または休日や夜間に行う特定建設作業の期間が最小となるように工程を調整した。 4. 工程管理に不備がなかった。 5. 災害復旧工事のほか、標準的な工期より短い工期が設定された工事を予定通り完成させた。 6. 施工箇所が広範囲に点在している工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの）を、遅延なく完成させた。 7. 現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。		
	0	7						

考査項目	監督員		総括監督員		検査員		工事名		加減点		
	細別	該当	対象	該当	対象	該当	対象	●評価対象項目	監督員	総括監督員	検査員
2 施工状況	③ 安全対策			1				1. 安全対策については是正を要求すべき事項がなかった。			
				1				2. 災害防止協議会（受注者が主催して、工程や事故防止対策について協議する会合）を、混在作業が発生する日から4週間に1回以上実施している。			
				1				3. 安全教育及び安全訓練等を、工事着工日から4週間に1回以上実施した。			
				1				4. 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。			
				1				5. 工事期間を通じて、工事故（工事関係者事故及び公衆損害事故）に関する法令遵守等の減点がなかった。			
				1				6. 過積載を行っていない、過積載を繰り返している業者から資材等を購入していない、かつ積載装置に不正改造をした車両が現場に出入りしていなかった。			
				1				7. 仮設の点検をチェックリストを用いて実施した。そしてこれを示す記録が残っている。			
				1				8. 工事に必要な機械等（機械、器具その他の設備）の備付け及び管理が適正であった。			
				1				9. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策が適正であった。			
				1				10. 作業限界条件（気象海象に応じて作業を中止する基準）を事前に設定して、作業員に周知していた。			
				1				11. 自然災害に対する事前の防災対策が十分で、受注者に直接の原因がある第三者被害が発生しなかった。			
				1				12. 作業範囲と第三者の供用部分を明確に区分する安全施設の設置等の安全対策を行っている。			
2 施工状況	③ 安全対策							d. 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	減点 - 5.0 点	加減点	
								e. 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	減点 -10.0 点		
				0	12			※ 加減点 = 5.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 12		0.00	
						1		1. 安全対策の取組みが、ISO45001等（労働安全衛生マネジメントシステム）で認証されている。			
						1		2. 下請混在現場において、統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者を置いていた。			
						1		3. 職長が中心となって、ツールボックスミーティングを行って安全対策を推進した。			
						1		4. KY活動で提案された安全対策を採用した。			
						1		5. 安全協議会に参加していた。			
						1		6. 工事用車両の通行に起因する交通事故を防止するための対策を行った。（臨時のカーブミラーの設置、すれ違い場所の拡幅や整地、通学路の路肩の草払いほか）			
								d. 安全対策について、監督職員が文書による改善指示を行った。	減点 - 7.5 点	加減点	
								e. 安全対策について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	減点 -15.0 点		
				0	6			※ 加減点 = 3.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 6		0.00	
2 施工状況	④ 対外関係			1				1. 対外関係については是正を要求すべき事項がなかった。			
				1				2. 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。			
				1				3. 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。			
				1				4. 第三者からの苦情（工事の施工方法に関するものに限る）がなかった。あった場合は十分な対応を尽くした。			
				1				5. 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。			
				1				6. 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。			
								d. 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	減点 - 2.5 点	加減点	
								e. 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	減点 - 5.0 点		
				0	6			※ 加減点 = 2.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 6		0.00	

考査項目	監督員		総括 監督員		検査員		工事名		加減点		
							●評価対象項目		監督員	総括 監督員	検査員
	細別	該当	対象	該当	対象	該当	対象				
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形（建築）					【建築工事】 1. 承諾図等が、設計図書を満足している。 2. 施工図等が、設計図書を満足している。 3. 現場における出来高が設計図書を満足し、適切な施工である。 4. 施工計画書等で定めた出来高の管理基準に基づき、管理している。 5. 出来高の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6. 出来高の管理方法を工夫している。 7. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 8. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 d. 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 e. 工事請負契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。					
			1								
			1								
			1								
			1								
			1								
			1								
			1								
	0	8			※ 加減点 = 4.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 8					加減点	0.00
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形（建築）					【建築工事】 1. 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 2. 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 3. 施工計画書等で出来高の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 4. 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 5. 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 6. 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 7. 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 8. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 9. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。 d. 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 e. 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。					
			1								
			1								
			1								
			1								
			1								
			1								
			1								
			1								
	0	9			※ 加減点 = 10.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 9					加減点	0.00

検査項目	監督員	総括監督員	検査員	工事名				加	減	点					
	細別	該当	対象	該当	対象	●評価対象項目		監督員	総括監督員	検査員					
3 出来形及び出来ばえ	②品質（建築）					【建築工事】 1. 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 2. 品質確認記録の内容が適切である。 3. 施工の各段階における完了時の品質が適切である。 4. 躯体工事における施工の品質が良好である。 5. 内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。 6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録が整備されている。 d. 品質の管理に関して、監督職員が文書で改善指示を行った。 e. 工事請負契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。 ※ 加減点 = 5.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 6	減点 - 2.5 点 減点 - 5.0 点	加減点							
		0	6				0.00								
		3 出来形及び出来ばえ	②品質（建築）						【塗装工事】（工場塗装を除く） 1. 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 2. 下地処理を入念に実施していることが確認できる。 3. 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 4. 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 5. 被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6. 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7. 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8. 各塗装工程の工程間隔時間が適切に確保されていることが確認できる。 9. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 d. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 e. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※ 加減点 = 15.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 9	減点 -12.5 点 減点 -25.0 点		加減点			
											0.00				
				3 出来形及び出来ばえ	②品質（建築）							【建築工事】 1. 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3. 材料の品質確認記録の内容が、適切であること確認できる。 4. 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6. 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 7. 躯体工事における施工の品質が、施工記録により確認でき、良好であることが確認できる。 8. 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 9. その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 10. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 11. 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 d. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 e. 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。 ※ 加減点 = 15.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 11	減点 -12.5 点 減点 -25.0 点		加減点
							0	11						0.00	

考査項目	監督員	総括 監督員	検査員	工事名		加	減	点
	細別	該当	対象	該当	対象	監督員	総括 監督員	検査員
3 出来形及び出来ばえ	③ 出来ばえ（建築）				【塗装工事】（工場塗装を除く） 1. 塗装の均一性が良い。 2. 細部まできめ細かな施工がされている。 3. 補修を要する箇所がなかった。 4. 下地処理が良好である。 5. 色むらがみられない。			
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
								加減点
0	5	※ 加減点 = 5.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 5			0.00			
3 出来形及び出来ばえ	③ 出来ばえ（建築）				【建築工事】 1. きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2. 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3. 使い勝手や使用者の安全、建築物の保全に対する配慮に優れている。 4. 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 5. 色調が均一であり、色むら等がなく、全体的な美観が良好である。 6. 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。			
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
								加減点
0	6	※ 加減点 = 5.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 6			0.00			
4 工事特性	① 施工条件等への対応				I. 構造物の特殊性への対応 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 II. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 3. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 4. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 5. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 6. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 7. 緊急時に対応が特に必要な工事 8. 施工箇所が広範囲にわたる工事（施工場所が3箇所以上あり、それらの間隔が直線距離で100mを超えるもの） 9. 特殊な海上工事、圧気ケーソンその他の危険を伴う工事 III. 厳しい自然・地盤条件への対応 10. 特殊な地盤・地理的条件への対応が必要な工事 11. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 12. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 13. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 14. 厳しい海象条件の下で行う工事 IV. 長期工事における安全確保への対応 15. 工期が12ヶ月を超える工事において、工事事故（工事関係者事故及び公衆損害事故）に関する法令遵守等の減点がなかった工事			
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
				1				
								加減点
0	15	※ 加減点 = 20.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 15			0.00			

考査項目		監督員		総括監督員		検査員		工事名		加	減	点	
細別		該当	対象	該当	対象	該当	対象	●評価対象項目		監督員	総括監督員	検査員	
5 創意工夫	① 創意工夫		1					1. 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 2. 設計図書で指定されていないコンクリート二次製品等を利用して、工事目的物の品質の向上に効果があった。 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 7. 照明などの視界の確保に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 10. 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 15. I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れたことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。 16. 自主的に、特殊な工法や材料を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。 17. 自主的に、優れた技術力又は能力として評価する技術を用いて、工事目的物の品質の向上に効果があった。 18. N E T I Sの「有用な新技術」に登録された技術を活用したことにより、工事目的物の品質の向上に効果があった。 19. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 21. 鉄筋、P C ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 22. 配筋、溶接作業等に関する工夫を行って、工事目的物の品質の向上に効果があった。 23. 安全衛生教育に関する工夫を行った。 24. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） 25. 現在の法令の基準を上回る安全対策を実施した。（法律で義務化される前に取り入れた安全対策や任意の安全対策ほか） 26. 現場事務所等の働く環境を快適にする工夫を行った。 27. 熱中症防止のために、こまめに休憩時間を設定し、高温時には作業を中断した。 28. 一般通行車両や歩行者等との交通事故の防止に関する工夫を行った。 29. 熱中症防止のために効果のある装置を設置し、又は機材を作業員に支給した。 30. 環境汚染の防止に関する工夫を行った。 31. 海上事故の防止に関する工夫を行った。 32. 現場閉所による週休2日（4週8休以上）を達成した。 33. I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工、遠隔臨場、情報共有システムに取組んだ。 34. 建設キャリアアップシステムを活用した。					

審査項目		監督員		総括監督員		検査員		工事名		加減点		
		該当	対象	該当	対象	該当	対象	●評価対象項目		監督員	総括監督員	検査員
6 社会性 等	① 地域 への 貢献 等							※ 地域貢献活動は受注者の自主的な活動であるから、発注者側から強要するようなことはあってはならない。 1. 工事現場周辺（現場と同じ大字（市内の場合は町）の範囲をいう。以下同じ。）の共有用地や共有施設（学校、バス停を含む）の整備や修繕等を行った。 2. 工事現場周辺で一般向けの憩いのサービスを提供した（トイレの開放、観光案内、木陰のベンチほか）。 3. 当該工事に関する広報（SNSによる電子版を含む）を行った。 4. 工事現場周辺で、除草又は清掃等の美化作業を行った。 5. 工事現場周辺の地域の行事に参加若しくは協賛し、又は準備の支援をした。 6. 工事現場周辺の地域がかかえる課題に対して協力活動を行った。災害救援活動（降灰、積雪を含む）、環境保全活動（生態系保全のための外来動植物の駆除を含む）、集落支援活動その他。 7. 指定主要資材 7 品目に該当する資材はすべて県産資材を使用した。				
					1							
					1							
					1							
					1							
					1							
					1							
					1							
※ 加減点 = 10.0 点 × 該当項目数 0 ÷ 全項目 7										加減点		
										0.00		
7 法令 遵守 等	法令 遵守 等							措置内容 1. 指名停止 3 ヶ月以上 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満 5. 文書注意 6. 口頭注意 7. 工事関係者事故又は公衆損害事故が発生したが、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 8. その他 9. 項目該当なし				
										減点		
										0.00		